

○吉沢章子委員 おはようございます。きょうは少し早い始まりでございますが、速くならず頑張っていきたいと思います。

私は、一問一答で、防犯灯とスクールゾーン対策検討委員会について市民局長に、そして2番目に命の尊厳の教育について教育長に、3番目として、生田幼稚園、生田出張所ほか周辺施設の有効活用と本市の政策決定について、教育長、健康福祉局長、総合企画局長、市長にそれぞれ伺ってまいります。

では質問に入ります。

歳出3款市民費ほか防犯灯などとスクールゾーン対策庁内検討委員会について市民局長に伺います。私は、安全・安心まちづくりの一環として、市民の皆様要望の高い防犯灯のあり方について提案し、何度か伺ってまいりましたが、庁内連絡会議などでの検討の結果、どのような考え方にに基づき、平成20年度予算として補助金、設置基準など、どう反映されたのか伺います。

○小宮山健治市民局長 防犯灯についての御質問でございますが、防犯灯は夜間における犯罪を防止し、市民の生命、財産を守るための公益性の高い重要な照明施設であり、市が電気料、補修費などを補助し、町内会・自治会等に設置、維持管理をいただいているところでございます。

平成15年以降、刑法犯認知件数は減少傾向にあります。凶悪事件などの発生により体感治安は改善されているとは言いがたく、地域の方々から新たな防犯灯の設置や明るい器具への変更などの要望が多く寄せられております。

このようなことから、安全・安心まちづくり庁内連絡会議で検討した結果、町内会・自治会等の設置経費の負担軽減及び省エネ型防犯灯の設置を促進するため、平成20年度から防犯灯設置補助制度の拡充を図る予定で準備を進めているところでございます。

拡充内容といたしましては、現在の補助制度では、設置に必要な額の2分の1以内で7,000円の限度額となっておりますが、これを1万円に引き上げ、省エネ型防犯灯の設置については1万5,000円に引き上げる予定でございます。また、これまではなかった補助制度として、防犯灯専用の柱を設置する場合については、必要な額の2分の1以内で、2万円を限度とした補助を新たに実施する予定でございます。

防犯灯の設置基準につきましては、制度の拡充に合わせ、設置の間隔や道路面からの高さ、防犯灯灯具の指定など基本的な基準を策定する方向で検討を行っているところでございます。以上でございます。

○吉沢章子委員 また、鳥の目になって区を俯瞰したときに、どこが危険であるか認識でき、そこに優先順位をつけて設置するべきと申し上げ、通学路の防犯灯、交通安全など児童の安全という観点からスクールゾーン対策庁内検討委員会で御検討いただいておりますけれども、その検討経過について伺います。

○小宮山健治市民局長 通学路の交通安全等についての御質問でございますが、児童を交通事故から守る仕組みづくりを目的として、市民局、建設局及び教育委員会によるスクールゾーン対策庁内検討委員会を平成19年10月に設置し、この委員会の中に市内8警察署や各区の地域振興課、建設センターなどを加えた検討部会を設け、4回の部会を開催してまいりました。

検討部会では、学校から半径500メートルを範囲とするスクールゾーンだけでなく、実

際に児童が登下校する通学路の安全点検を警察、行政と学校関係者や地域の方々が合同で実施することにより、危険箇所の把握や情報の共有化を図っていくことなどを確認いたしました。

その結果、平成20年度は、学校ごとに設置されております学校安全会議を活用して、通学路の安全点検を各区数校ずつ実施する方向で調整を進めております。また、点検方法や登下校時の見守り活動の具体例などを盛り込んだ通学路における安全対策の手引を新たに作成し、学校関係者や地域の方々による自主的な取り組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○吉沢章子委員** 防犯灯についてですけれども、現在までは設置における補助金の最高額が1灯につき7,000円であったものが、省エネ型なら1万5,000円、プラス、設置する柱についても、今までなかったものが2万円の施設補助により、1灯につき最高3万5,000円の補助金が支払われることになったわけです。市民の身近な安心・安全のための前進であると評価させていただきます。あわせて、施策のさらなる充実を要望いたします。

また、スクールゾーン対策庁内検討委員会ですけれども、市民局、教育委員会、区、警察、市民が協働して検討していただいているとのことでございます。まさに市民協働を地でいっているような施策だと思っております。危険箇所を小学校区ごとにくまなくピックアップすると、区域のほぼ全域を網羅するわけでございますから、子どもの安全という大命題にみんなが真剣に取り組むことによって、大人の安全も確保できるということになります。関係局、関係団体と協力して、体制整備も含め、実現に向けてさらなる御努力をいただきますよう要望いたします。

次に移ります。次に、歳出13款教育費1項5目教育指導費ほかに関連して、命の尊厳の教育について教育長に伺います。私は昨年の12月定例会において、いじめ、不登校、暴力は子どもたちの屈折した自己表現であり、一義的には家庭で注がれる愛情が子どもを育てる最高の力ではありますが、家庭、地域、学校が、彼らの心のやみも光もすべて受け入れ、心安らぐ場であったら、おのずそれらの問題は解決していくのではないかと申し上げ、この施策の拡充を市長に申し上げました。市長は、大人の責任において環境づくりを進めると答弁され、平成20年度施政方針においても明確に示されました。大人の約束を果たしていただいていると感謝いたしております。

そこで教育長に伺います。平成20年度予算におけるカウンセラーなどの施策拡充について予算額とあわせてお示しくください。また、来年度どのように展開していくのか、あわせて見解を伺います。

**○木場田文夫教育長** カウンセラー等の施策拡充についての御質問でございますが、本市におきましては、いじめ、不登校、暴力行為を生まない学校づくりの取り組みを支援するため、すべての中学校にスクールカウンセラーを配置しておりますが、来年度におきましては、小学校、高等学校への学校巡回カウンセラーを2名から4名に増員いたします。また、教育相談室における心理臨床相談員を14名から16名へ増員し、教育相談機能の拡充を図ってまいりたいと考えております。予算額につきましては約1億3,200万円を計上しております。あわせて、心のかけはし相談員等を配置している小学校を11校から17校にふやしてまいります。

また、不登校児童生徒の居場所となる適応指導教室を新たに川崎南部地域に1カ所開室

し、学習活動や体験活動を通じて学校への復帰等を支援してまいりたいと考えております。この整備費として約4,600万円の予算を計上しているところでございます。

さらに、学校が抱えるさまざまな課題に的確に対応するため、各区の学校運営支援担当の体制を強化し、区教育担当を中心に学校現場及び関係諸機関との連携をより一層強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○吉沢章子委員** 教育相談機能の充実に関しましては予算額で約1億3,200万円ということで、前年度比では1,000万円多くなっているということでございます。シーリングがかかっている中でこの予算の計上は、本当に皆様の御努力の結果ではないかと思えます。

昨年、ユニセフが行った子どもの幸福度調査において、「孤独感」という項目と「厄介者と感じている」という項目において、日本は残念ながら先進国中1位でありました。反対に「大事にされていると感じる」というナンバーワンはオランダでございました。世界の中で、泥水を飲まざるを得ず、5歳まで命を長らえない子どもたちが数多く存在し、日本に生まれるというだけでかなりのアドバンテージがあると言える一方、このデータが示すものを見ると、日本の教育は一体何を優先して、何を捨ててきたのだろうかと思わずにはいられません。

ここに、2月27日、本市のすべての学校と各区などに配布された不登校対策リーフレットがございます。不登校問題を組織的に対応するために、登校支援チームを設置するために教育委員会が作成されたということでございます。取り組みに大いに期待しております。タイトルは「一人ひとりのこどもを大切に作る学校をめざして」であります。幸福感の原点である人格の存在すべてを肯定することを示していると私はとらえております。国もソーシャルワーカー制度を新設するなど、子ども施策の支援に動いておりますけれども、本市は国に先駆けて命の尊厳の教育を骨としながら、川崎の子どもたち一人一人の心を大切にはぐくむ施策を平成20年度さらに充実していくことを要望いたします。今後も見守ってまいりたいと思えます。

次の質問に移ります。次に、今定例会において我が党の代表質問のテーマでもあった、すべての予算にかかわる本市の政策決定について、近接している多摩区の生田幼稚園、生田出張所ほか周辺施設の有効活用という事例で検証し、伺い、提案したいと思います。

まず、生田幼稚園及び生田小学校の一部である幼稚園に近接する通称下校庭について教育長に、あわせて北部児童相談所について健康福祉局長に伺います。

**○木場田文夫教育長** 生田幼稚園及び生田小学校の校庭についての御質問でございますが、生田幼稚園につきましては、パブリックコメントを経て平成19年7月に策定した川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園（研究実践園）のあり方に関する基本方針に基づき、平成22年3月まで幼稚園を運営することが決定しております。

次に、生田幼稚園に隣接する生田小学校の校庭につきましては、現在、学校農園と自然観察園として活用しているほか、理科、図画工作、体育及び総合的な学習の時間の授業や学級活動、集会活動にほぼ毎日活用しているところでございます。また、休業日においても、学年ごとに保護者と児童の親子の集いなどにも利用しております。以上でございます。

**○長谷川忠司健康福祉局長** 北部児童相談所についての御質問でございますが、急速に進む少子化を初め、子どもと子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化する中で、児童相談や虐待相談、通告件数が増加しており、家庭や地域の子育て力の低下も懸念されております。

これらに対応するため、児童相談所の高度専門的な相談支援機能の拡充が求められてきておりますので、児童相談所全体の再編整備及び機能の強化を図っていく必要がございます。

北部地域におきましては、相談に来られる市民の方の利便性が求められてきており、さらに迅速な相談援助活動を図るため、小田急沿線の生田幼稚園跡地に北部児童相談所の開設準備を進めてまいりたいと存じます。

次に、建物の概要等でございますが、相談室や心理判定室、プレイルーム等を備えたものとし、主に相談及び判定機能を持った施設とする予定でございます。平成23年度中の開設を目指しております。以上でございます。

**○吉沢章子委員** 次に、多摩区における取り組みとして、生田幼稚園施設を利用した保育の寺子屋について、その趣旨と現在の活動及び今後について伺います。

施政方針に出張所機能の再編がうたわれておりますが、生田出張所について、現在までの検討経緯と今後のあり方について、あわせて総合企画局長に伺います。

**○三浦 淳総合企画局長** 保育の寺子屋事業などについての御質問でございますが、この事業は、少子化、核家族化が進み、育児不安を抱え、1人で悩んでいる親が多くなってきていることから、家庭で保育する親への支援を目的に、多摩区の協働推進事業の一つとして平成18年度から実施しているものでございます。

この事業の運営に当たりましては、多摩区内を中心に子育て関係の活動を行っているNPO法人と多摩区役所との協働により、生田幼稚園の休園日となっている土曜日に施設を活用し、月2回、年間20回のプログラムで救命救急や応急手当ての方法、親子遊び、季節に応じた行事などを実施しており、平成18年度は52組、平成19年度には72組の親子に参加をいただいております。

参加した方々からは「子育ての基本的な知識が得られ、子どもとの触れ合いに役立った」「親同士のコミュニケーションが深まり、地域でも交流が続けられています」など感謝の言葉も多数いただいていると伺っております。また、事業の効果もあり、ニーズも高いことから、平成20年度におきましては55組を2コース設定いたしまして、延べ110組に拡充する計画でございます。

当事業における平成22年度以降の開催場所につきましては、事業の実施主体である多摩区役所を初め、関係局などとも調整を図りながら検討してまいります。

次に、生田出張所についてでございますが、現在の生田出張所は昭和50年に設置され、地域における行政サービスや地域振興の拠点となっているところでございます。過去に市民館・図書館分館等との複合施設の整備なども検討した経過もございましたが、既存施設の有効活用といった観点から見直しを行ったところでございます。

一方、この間、地域からのニーズにこたえ、会議室の利用方法を変更するなど市民の皆様にも利用しやすいよう改善に努めているところでございます。基本的な庁舎の耐震性などについては課題がございませんが、必要な改修整備を行いながら長寿命化を図り、今後も引き続き有効に活用してまいりたいと考えております。

また、区役所・支所・出張所の機能再編に当たりましては、区役所を総合的な窓口サービスの拠点として位置づけるとともに、支所・出張所につきましては、地域振興及び市民活動拠点としての機能を強化し、さらに行政サービスコーナー、連絡所につきましては、

各種証明書発行の拠点として位置づけるなど、区におけるサービス提供体制の再編に取り組んでまいりたいと考えております。

こうしたサービス提供体制の再編を進めていく中で、生田出張所におきましても、従来からの地域振興機能とともに、市民活動支援の充実などにつきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○吉沢章子委員** それぞれ御答弁をいただき、おのおのの情報が今明らかになりました。

では、これらの情報を統括して、都市経営の視点に立ち、さらに住民福祉の向上と市民協働のテーマをクリアし、法的、財政的にも最も有効な施策を選択するという命題を、現在、だれがいつどのような形で決定しているのか伺います。また、現在の政策決定の課題についてもあわせて見解を伺います。

また、本市は、音楽のまちを初め、いろいろなまちを標榜しておりますが、その理由について総合企画局長に伺います。

**○三浦 淳総合企画局長** 生田幼稚園跡地利用などについての御質問でございますが、生田幼稚園につきましては、平成19年度に策定されました本市における幼児教育の方向性等に関する基本方針におきまして、平成21年度末に閉園し、その跡地の利用につきましては、子ども関連施策の事業用地としての利用を基本的な考え方とすることが位置づけられたところでございます。

また、児童相談所につきましては、児童虐待など子どもを取り巻く環境が深刻化する中で専門的な相談機能の強化が求められており、これに対応するため、児童相談所、一時保護所全体の再編整備を検討する中で、中央児童相談所や北部児童相談所などの機能や設置場所について検討を進めてきたところでございます。

こうした中で、新実行計画策定作業におきまして、関係局間での事務レベルでの調整や、局長レベルや市長による主要課題の調整を行うスプリングレビューやサマーレビュー、さらには予算編成作業の中での主要課題調整などを通じまして、児童相談所、一時保護所につきまして全体的な機能調整を行った結果、最終的には予算編成とあわせて当該地への北部児童相談所の設置について決定したものでございます。

また、政策決定における課題についてでございますが、10年の基本構想を踏まえ、3カ年の実行計画を策定する中で、多様な市民ニーズや複雑化する地域課題に的確に対応するために、それぞれの課題に対しまして総合的に調整を行うとともに、事業手法や執行の体制、さらには財源の調整などを行い実効性を確保してきたところでございます。今後も引き続き、こうした総合的な見地から政策決定を行っていく必要があるものと考えております。

次に、音楽のまちなどのキャッチフレーズについてでございますが、音楽のまち・かわさきや読書のまち・かわさきなど全市を対象とした取り組みを進めているほか、各区におきましてもエコシティたかつや、多摩区におきましても自然や歴史をテーマとしたキャッチフレーズをつけてまちづくりが進められております。

こうしたキャッチフレーズは、多様な地域資源を生かし、市民や事業者の方々と自治体が連携してみずからが住むまちをより快適に、そして魅力あるものにしようという協働のまちづくりを通じまして、川崎や地域に対する愛着を共有することができるように名づけられているものと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 私は、建築家の視点においてもこの実例を検証し、提案いたしますが、地域コミュニティとしての出張所の住民ニーズ、児童相談所、保育の寺子屋など子ども施策における拠点整備、生田小学校下校庭の利活用は一体的な土地活用により解決することが可能であり、最終的にはそのほうが経済的であると考えます。ぜひ御検討いただきますように御要望を申し上げたいと思います。

また、まちづくりを考えると、そのまちが目指す理想の絵を描き、その中で施策の優先順位を定め、1期、2期、3期と未来を目指して積み重ねていくという手法は夢があり、財政的にも無駄がなく、また説明責任も果たせると考えます。しかしながら、御答弁からそのような考え方はうかがい知ることはできませんでした。手法についてもあわせて御検討いただきますよう、強く要望いたします。

次に、政策決定について市長に伺います。私は、1として、情報の共有、2として、現場との迅速なフィードバック、3として、市の施策との整合性、この3点を都市経営の視点で判断し、政策決定の場で市長に提言できるポジションが必要であると考えました。どこの局にも属さない衛星的な存在で、権限と能力を持つポジションが理想でございますが、今考えてみますと、それは区長ではないかという結論に至りました。所管局の縦軸と市民に最も近いところにある横軸である区の縦と横の十字が交差したところに最良の回答があると私は考えます。各区の区長が都市経営の視点を持ち、市民ニーズを把握し、ボトムアップで政策提言できたならば、より一人一人の心に沿った施策のあり方を構築できると考えます。それは、区への分権を進める本市の施策とも合致するものであります。そのためには、そういう意識を持った方が区長になっていただかなければなりません。予算を含む権限強化を含め、区長のあり方について市長の見解を伺います。また、本市の政策調整会議の常設メンバーとして局長級である区長も参加すべきと考えますが、見解を伺います。

また、魅力を引き出し、認識するキャッチコピーとして何々のまちがあるとすれば、各区のまちを区民に公募して標榜したらいかがかと思いますが、あわせて御見解を伺います。

○阿部孝夫市長 政策形成等に関する区長のあり方などについてのお尋ねでございますが、地域における課題が多様化し、その解決に向けましては、これまで以上に市民の参加と協働を基調とした取り組みが求められている中では、市の政策形成過程におきましても、より一層地域からの視点を大切にしていこうと求められていると考えているところでございます。そのためには、地域の特性を生かし、地域の課題に区民とともに取り組むことのできる市民協働拠点としての区役所と、それぞれの行政分野における専門性を発揮しながら全市的な視点からの施策の推進を担う各局が密接に連携し、分野横断的な視点とともに、地域の実情に合わせたきめ細やかな施策を展開していく必要があると考えているところでございます。

現在進めております区行政改革におきましては、このような考え方にに基づき、区におけるさまざまな施策課題に的確に対応できるよう、区の機能や体制を整備するほか、区長と局長とが情報を共有し、事業調整等を行う仕組みを構築するとともに、区がより主体的に地域の課題解決に取り組むため、事業の計画、予算、執行及び評価のそれぞれに関して、区の役割を的確に果たすことができるよう、区役所機能の強化を推進しているところでござ

ございます。こうした中で、区長には、区における総合的な視点に立った企画立案や適切な調整が求められているところでもありますので、私といたしましても、区長がこうした役割を的確に果たせるよう、引き続き区への分権や区長権限の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、政策調整会議につきましては、審議する事案が特定の区に密接に関係する場合や、区役所が事業所管となる場合など、事案の内容によりまして各局と同様に付議所管区として区長が出席をしているところがございますので、引き続き必要に応じて区長が出席するようにしてまいりたいと思います。

次に、各区におけるキャッチコピーとしてのまちについてでございますが、各区には多様な地域の個性や特徴があり、さらにこれらが複数の区にわたる場合や、他都市に誇るべき全市的な魅力も数多くございます。さらに、本市に数多く存在する地域資源を生かして、多様な協働のまちづくりが進められておりますことから、区におけるキャッチコピーやネーミングにつきましても、それぞれの区の主体的な取り組みをもとにしていくことがふさわしいのではないかと考えております。以上でございます。

**○吉沢章子委員** 丁寧な御答弁をいただきました。市長は川崎市のCEO——最高経営責任者でいらっしゃいます。同時に、区長は各区のCEO——最高経営責任者として働いていただかなければならないということであると思います。平成20年度予算執行が一人一人の市民の心に届くよう最高の経営を御要望申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。